

	所管官庁	規制の根拠法令等	道路を走行する自動車		道路を走行しない自動車	規制の内容	
			特殊自動車 (ラフター)	普通自動車等 (オルター)	特定特殊自動車 (ショベル等)		
排出ガス規制	国土交通省等	①道路運送車両法 (自動車交通局)	○ 道路運送車両の保安基準第31条 (H18年等ディーゼル特殊 自動車排出ガス規制)	○(注1、注2) 道路運送車両の保安基準第31条 (ポスト新長期規制)	—	製作規制	
		②道路運送車両法(NOx・PM) (自動車交通局)	—	●(注3) 道路運送車両の保安基準 第31条の2	—	車種規制	
		③オフロード法 (環境省・経産省・国交省)	—(注4)	—	○ 特定特殊自動車排出ガスの 規制等に関する法律	—	使用規制
		④指定制度: 排出ガス 対策型建設機械 (総合政策局)	—	—	—	—	使用の 原則化
	自治体	⑤首都圏1都3県条例	—	●	—	運行規制	
	⑥大阪府条例	—	●(注3)	—	—	運行規制	
	⑦兵庫県条例	—	●(注3、注5)	—	—	運行規制	
騒音規制	国土交通省	⑧道路運送車両法 (自動車交通局)	○ 道路運送車両の保安基準 第30条	○(注6) 道路運送車両の保安基準 第30条	—	製作規制	
		⑨指定制度: 低騒音型 建設機械 (総合政策局)	○	○	○	使用の 原則化	

○: 規制対象車(メーカーが対応) ●: 規制対象車(お客さまが対応) —: 規制対象外車

注1: オルター用のキャリアで試作車として登録されているものは、排出ガスの光吸収係数の基準値以外はその適用を猶予されています。

注2: オルター のクレーン作業用等の専用エンジンには、排出ガス関連の法律はありません。

注3: オルター 用のキャリアで試作車として登録されているものは、NOx・PM法に適合していると見なされています。

注4: 該当するラフターには「基準適合表示」を貼付しています。

注5: 運行を目的とせず、主に作業に使用される特種自動車は適用対象外です。

注6: オルター用のキャリアで試作車として登録されているものは、加速走行騒音の規制は適用されません。